会 議 名	令和6年度第2回武蔵村山市行政評価委員会
開催日時	令和6年7月22日(月)午後2時1分から午後4時25分まで
開催場所	3 0 1 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者:坂野委員長、清本委員、清委員、矢口委員 欠席者:栗原副委員長、池田委員 事務局:企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員:教育部教育指導課指導係長、ごみ対策課長、ごみ対策課ごみ対 策係長、ごみ対策課減量推進係長
報告事項	令和6年度第1回行政評価委員会の会議結果について
議題	1 事務事業の外部評価について2 行政評価委員会としての意見整理3 その他
結 (決度 したた) が (議題1 行政評価の評価結果の審議について 「No.18 補助教員派遣事業」、「No.7 廃棄物資源分別事業」及び 「No.8 生ごみ処理機器購入補助金」について、外部評価を実施した。 議題2 行政評価委員会としての意見整理 第1回会議で審議した事務事業3件に係る外部評価(案)について確認し、以下のとおりとした。 ○No.3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.5 消費生活展実行委員会交付金交付事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。 ○No.17 修学旅行・移動教室保護者負担軽減事業 … 委員の意見を踏まえ、次回の会議で修正案を提示することとした。
審 議 経 等発、つ) 過 を言同に 内と 発印のの ま (○) の の で で の で で で で で で で で で で で で で で	報告事項 令和6年度第1回行政評価委員会の会議結果について 令和6年度第1回行政評価委員会の会議結果について、会議資料に 基づき事務局から報告した。 会議録については、修正等があれば8月2日(金)までに事務局へ 連絡することとした。 【質疑・意見等】 〇 特になし。 議題1 事務事業の外部評価について 事務事業の外部評価について、会議資料に基づき事務局から説明し た。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

- - - - - 事務事業の外部評価に関する審議 - - - - -

No.18 補助教員派遣事業

補助教員派遣事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本事業はどの程度継続しているのか。
- 10年以上前から実施している。現状は各校へ1名を派遣し、第 1学年を対象に配置している。
- 本事業は今まで市費で実施していたが、都が新たな補助制度を創 設したため、それを活用する方向に切り替えたと理解してよいか。
- そのとおりである。
- 都の補助制度の要件を満たせば市費を使わずに同様の事業ができるため、現行の要件等の見直しを行うのか。
- 雇用条件の見直しを行う。補助教員は年間731時間勤務で予算計上していたが、1日6時間勤務に換算すると週2日又は3日の勤務となる。エデュケーション・アシスタントは最低週4日、1日6時間以上の勤務という条件が定められている。
- 事業費は全額補助金で賄えるのか。
- 報酬単価や交通費など上限額が定められているが、上限の範囲内であれば補助率は10分の10である。エデュケーション・アシスタントの報酬や交通費、期末・勤勉手当に補助が適用される。
- 令和6年度予算に国・都支出金のほか市費が計上されている理由 は何か。
- 当初予算計上の際にエデュケーション・アシスタントの未配置校 があり、それは補助対象でないため市費が一部計上された。都の補 助制度の範囲内で活用すれば市費負担はない。
- 補助制度はいつまで継続するのか。
- 補助期限は明記されていないが、都でも働き方改革や教員の負担 軽減に力を入れている状況である。
- エデュケーション・アシスタントは小学校第1学年から第3学年 まで補助対象とあるが、各学年に1人ずつ配置して各校3人までな ら補助されるのか。
- 複数人の配置が可能な条件は定められている。18学級以上の学校であれば配置可能であり、本市では第7小学校及び第8小学校が該当する。基本は各校1名ずつの配置で対象学年も定めている。

また、本事業は会計年度任用職員として配置するため、業務上の 必要性や職員定数について、市の内部で別途協議が必要となる。

○ 補助金に市費を上乗せすれば1人体制から2人体制にすることもできると思うが、市としては都の補助範囲内で活用するという考えなのか。

- 現状は、補助上限内で検討している。補助上限を超えて更に市費を投入して充実させていくかは実施内容とともに精査を重ねていきたい。
- 2人雇ったとしても補助金が交付されないというものではないのか。
- そういうものではないが、増員は職員定数の兼ね合いもあり難しい。
- 本事業を評価するに当たり、都の補助制度と本市の定数管理は別と考えていただきたい。

補助としては、都が定める要件に合致する事業を市が実施していれば、都から補助金が交付される。

また、それとは別の話となるが、人員としては、市では職員及び会計年度任用職員の定数管理を行い、毎年、業務ごとに職員定数を定めることとしている。所管課で補助があるからと自由に人員を増やすことはできず、所定の手続により定数の増員を要望し、その承認を得た上で、それに応じた予算を要求し、翌年度に人員及び予算が増えるという流れである。

- 各業務の会計年度任用職員の定数を前もって定め、市の予算を運用するため、仮に都で補助金を交付するから増員するとはならず、 市の内部で調整を図る必要があるということか。
- そのとおりである。
- 他市では手厚く配置しているのか。
- 他市の状況は正確に把握していない。都からエデュケーション・アシスタント配置支援事業の通知を受け、本市の様に既に補助教員のような人材を各校に配置していない市は、新たに人材確保や配置に向けて慌ただしく準備していたと記憶している。
- 配置校 9 校に対し 8 人のみの配置だが、人材確保は難しい状況な のか。
- 会計年度任用職員は市の人事部署を通じて募集するが、なかなか 人材を見つけられない。
- エデュケーション・アシスタントと補助教員が行う業務内容は変わらないのか。
- 業務内容は非常に酷似している。人材の確保は簡単ではなく、各市が苦労している。都のエデュケーション・アシスタント配置支援事業を実現するに当たり、従来の補助教員を移行させる形で教育の充実を図っていきたいと考えている。
- 従来の補助教員は教員免許を有する人材を募集しているが、エデュケーション・アシスタントは教員免許がいらないのか。
- そのとおりである。
- ほぼ同じ業務内容を担うというが、教員免許を要件から除けば業 務内容が変わることにならないか。
- 求められる水準は若干変わるかもしれない。
- 報酬単価も変わるのではないか。
- 現状では変更していない。
- 令和6年度は東京都教育委員会と調整の上、移行期間として従前

の補助教員の雇用条件のままエデュケーション・アシスタントとして事業を開始し、都から補助を受けている。

本事業は、総合的なまちづくりの指針である「武蔵村山市第五次長期総合計画」で体系化した施策を計画的に進めるために毎年度策定する「実施計画」にも登載されている。現行では教員免許を有する人材を求めているが、その要件を変更するため、報酬単価や業務内容をどうしていくかを整理していかなければならない。今後、調整等を行い、人員要求等を含めて所管課において整理することとなるという認識である。

- 事務局の意見のとおり、今後単価の見直し等を含めて検討していくところである。
- 教員免許が不要となれば、報酬単価が安くなることや、雇用条件 が緩和されて応募者数は増えることが予想される。

しかし、教員免許を有さない人がこれまでと同じ業務内容をできるかという問題があり、同水準で対応できるのか。

- 現在、従事している補助教員として雇用していた会計年度任用職員は継続雇用する予定である。
- 条件を変更しても同じ人材が継続雇用できれば質を担保できると 思うが、教員免許を有さない人に切り替わった時に同様に質を担保 できるかが懸念される。
- 文科省の教員勤務実態調査によると、平成27年度から令和4年度までの間、教員の一日当たりの勤務時間は、全国平均11.15時間から10.45時間となり30分減っている。一日の勤務時間のうち、4時間を授業、残りの6時間は課外活動や学校運営に係る業務に充てるが、授業に係る時間は増えたものの、その他の業務に係る時間は減り、多少良い方向に変わっていると思われる。

しかし、各校1人の配置で教員の負担が減ることの影響はほとんどないように思われる。補助教員の派遣によってどの程度負担軽減に寄与したかという点を具体的に知ることができればよいと思う。

- 配置されていない他学年の教員はサポートを受けられないのか。
- 基本は配置した1学年への対応となるが、東京都教育委員会においても学校の運用によるとの話もある。1学年のサポートに関係する業務として関連付け、様々な方面から支援してもらうことは可能であると思われる。
- 授業や採点業務の補助などは対象学年でないと難しいだろうが、 児童の登下校の見送りは学年を問わずサポートできるだろう。
- 御指摘のとおり、見守り活動などのサポートでは活躍の幅が広がっている。
- エデュケーション・アシスタントの業務には見守り活動も含まれるのか。
- 都が配布するエデュケーション・アシスタント活用事例集にも見 守り活動は含まれており、広くサポートできる位置付けとなってい る。
- 教員は登下校の見守りでの声かけも児童とのコミュニケーションで、教育の一環だと感じているかもしれないが、見守り活動に教員

免許が必要とは言えないため、役割分担すれば教員の負担軽減になると思われる。

- 他にもスクールサポートスタッフなどが教員の事務補助を行って おり、業務分担をしつつ、サポートの充実を図りたいと考えてい る。
- 都のホームページにもスクールサポートスタッフや副校長補佐と あるが区別されているのか。
- 副校長の補佐を行う学校マネジメント強化事業がある。また、スクールサポートスタッフは、教員の事務的なサポートを行うもので、特段配置学年を指定するものではなく、全教員からの事務補助の依頼にも対応できる。
- 多くの教員がいる中、僅かなサポートではあるものの、それによって教員の負担軽減や心理的な余裕が生まれるなど高い効果があるなら意義のある事業である。
- エデュケーション・アシスタント配置校8校のうち5校に対し本市で調査を行った。御指摘のとおり、実際に行う業務は限定的であるものの、学校現場は恒常的に人手不足のため、エデュケーション・アシスタントの存在は非常に有り難いとの声があり、効果的であると考えている。
- 今後、充実を図るなら、これまで市費で賄った経費が都の補助金で補えるため、その分、各校2人体制にするという発想もあるのではないか。教育効果が見込めるというエビデンスがあれば、職員定数の増員調整でも有利になるだろう。
- 今後、複数配置の要件等を考慮して検討していきたい。
- 事務補助なら複数の学校で人材を共有できるのではないか。
- 巡回や兼任の対応はしていない。各校に1人の会計年度任用職員 を専属で派遣している。発令も勤務場所を1校に定めており、都の 補助要件にも同様に定められている。
- 会計年度任用職員の枠組みだけで考えれば、学校間で人材を共有するなどの配置方法は可能だと思われるが、都の補助制度は対象とならない。
- 移行するに当たり、補助教員とエデュケーション・アシスタント の取り扱いに差が生じてしまうことが危惧されるため、今後のフォ ローをお願いしたい。
- 丁寧に説明して対応したい。
- 本事業は、教員の業務や心理的負担の軽減を図るため長く継続しており、新たに創設された都の補助制度を活用し、同性質のエデュケーション・アシスタントを配置することは公益性が認められる。

一方、都のエデュケーション・アシスタント配置支援事業と市の 補助教員派遣事業では雇用条件に違いがあり、特に教員免許の有無 の問題で影響が生じないようにする、もしくは都の補助制度を活用 して更に教員の負担感を減らす効率的な事業の在り方につなげるこ とができるかを検証することが望ましい。

都の補助金を使うかは置いておき、教員免許がいらない仕事であれば、必ずしも1人1校で働くことにせず、見送り活動や単純な事

務補助は掛け持ちするなど、効率的な運用の仕方があるかもしれない。教員が本来果たすべき教育に関わること以外の仕事の軽減を考えるときにはそれを視野に入れて検討することが望ましい。

また、より質の高い教育を行うなら、都の補助制度のほか、同額の負担を市が行えば教員の負担を軽減できる可能性もあり、費用対効果に見合うかを踏まえて積極的に検討していくことを求めたい。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、市立小学校に教員免許を有する補助教員を派遣することにより、個に応じた指導の充実を図り児童一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、教員の負担軽減を図ることを目的としており、その意義が認められる。また、新たに創設された東京都の補助制度を活用し、補助教員に代わり同性質のエデュケーション・アシスタントを配置する意向も理解できることから、今後も継続することが適当であると思料する。

しかし、実施に当たっては、教員免許の有無など、補助教員とエデュケーション・アシスタントの要件に違いがあることから、これまでの教育内容の実施水準等に影響が生じないよう検証することが 肝要である。

また、本事業の目的に鑑みて、エデュケーション・アシスタントの配置によって、本来果たすべき教育に関わる業務以外において教員の負担軽減にどの程度効果があるかを分析し、必要に応じて実施体制や運用方法等の見直しを検討することが望ましい。

No. 7 廃棄物資源分別事業

廃棄物資源分別事業の概要及び内部評価について、評価調書に基づ き所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 評価指標の資源化率は何に基づいて算出したのか。分母と分子は 何か。
- 分母は総排出量、分子は資源物としており、ごみの総排出量の中から分別され資源化された量を基に算出した。収集ごみ、事業者が小平・村山・大和衛生組合に直接搬入したごみ、市民団体が資源回収したごみ、これら全てを合わせて総排出量とする。なお、エコセメントとは、ごみの焼却後の焼却灰をリサイクルし、セメント化した土木建築資材であり、コンクリート製品に使われるものである。
- 直接搬入されたごみはどの自治体のものか分かるのか。
- 小平・村山・大和衛生組合に搬入する車両は、全て登録制で管理 されているため、どの市が何トン持ち込みしたか確認し、それに応 じて搬入に係る経費が各市に請求される。
- 総排出量から資源物を除いて焼却すると、焼却灰は全てリサイク ルされてエコセメントになるのか。
- そのとおりである。
- ごみの問題を考えると、資源化率も重要だが、そもそも一人当たりのごみ排出量をどれだけ減らせるかが重要だろう。特にごみの有料化を導入すれば排出量に効果があると思うが、実態はどうか。

● 一人当たりのごみ排出量は、令和3年度まで増加傾向にあり、収集方式の変更など対策を講じていたが、増減を繰り返していた。

令和4年10月から家庭ごみ有料化を導入した結果、令和4年度と令和5年度における一人当たりのごみ排出量は、739.7gから667.4gにまで減少した。また、令和5年度の多摩26市における順位は未確定だが、仮に令和4年度の順位に当てはめると、多摩26市中20位から11位まで上がることから、実施効果を得られたと捉えている。

- やはり有料化によるごみの削減効果が高いと理解できる。
- 生ごみ処理機器が家庭に普及すればごみの減量は図れるのか。
- 可燃ごみに生ごみが一定量含まれるため、一日当たりの排出量が 減れば全体の減量が図れると考えている。

生ごみ処理機器には、生ごみを電気で乾燥させて容量を圧縮する乾燥型と、生ごみを埋めた土中の微生物を活発にさせて分解する微生物型がある。堆肥として使いやすいのは微生物型で、プランターやポリバケツに堆肥を入れ、微生物など自然の力を使い分解するコンポスト型があり、市でも同様の手法による「ミニ・キエーロ」を用いてモニター事業を実施していた。業務用には電気で乾燥させつつ、微生物も使用するハイブリッド型がある。

- 他市の資源化率はどうなのか。
- 多摩地域ごみ実態調査によると、本市を含む26市3町1村の令和4年度における平均資源化率は37.2%、最大値は国分寺市の48.9%である。
- 資源化率が高いのは特別な理由があるのか。
- 毎年順位が入れ替わるため詳細に分析していない。一般的に予想されるのは資源分別に対する市民の意識が高いことが理由と思われる。
- 長野県も資源化率は70%から80%と高く、家庭から生ごみを 出させない取組を行っている。鎌倉市も剪定材を引き取りリサイク ル処理して資源化率が高いようだ。
- 国分寺市の詳細は不明だが、状況を調査して本市でもできることがあれば活用してみたい。
- 令和5年度家庭ごみ組成分析調査で、家庭から排出される可燃ごみに約15%、不燃ごみに約18%の資源ごみが含まれている。その率をどの程度下げられるかが重要だろう。有料化によって変動はあったのか。
- 有料化の導入前後の令和4年度と令和5年度を比較すると、可燃 ごみに資源物が含まれた割合は22%から13%と減っている。一 方、不燃ごみに資源物が含まれた割合は13%から18%となり増 えている現状がある。

有料化に伴い分別方法を変更しており、今まで一括回収していた容器包装プラスチックとペットボトルを分別回収してリサイクルしやすくするとともに、15cm未満のプラスチックを不燃ごみから可燃ごみに含むようにした。しかし、それにより不燃ごみの総排出量が著しく減少し、不燃ごみのうち資源化されないものもリサイク

ルしていたが、不燃ごみ自体が減少し資源化率も下がったため、今 後の課題と認識している。

御指摘のとおり、資源化率を上げることも大切だが、総排出量を減らすことが一番重要だと考えている。生ごみ処理機の活用促進や、不必要なものは買わないなど4Rの取組も推進していきたい。

- 分別回収の方法を変更して分母である総排出量が減少したことも あり、不燃ごみに含む資源物の割合が増えたとしても単純に評価で きない。
- 余計なものを買って、結局不要になり捨ててしまうという購買行動が見受けられる。不必要なものを買わないよう、若い世代、年配者などへのPR方法を工夫する必要もあると思う。
- ごみを減らす4Rの取組でも不必要なものは断る「リフューズ」を市ホームページやごみ分別辞典に掲載して周知を図っている。十分に啓発できているかというと難しい点もあるため工夫していきたい。
- 令和4年度と比べて令和5年度の事業費が減少したのは何故か。
- 一括回収した容器包装プラスチックとペットボトルをリサイクルセンターへ搬入し分別していたが、家庭での分別方法の変更によって一連の作業がなくなり委託料が減額したためである。
- 本事業による市の収入はいくらなのか。
- 市内のリサイクルセンターに家庭から排出された資源ごみを搬入し、資源になるものを選別するとともに、資源化業者に売り払いを行うことで市の収入となる。令和5年度収入額は、3,678万8,704円である。
- 有料化に伴う収入分は含まれるのか。
- 含まれていない。資源物を売却した金額である。

家庭ごみの手数料の収入額については、指定ごみ収集袋に係る費用や回収業者への委託料、ごみの搬入量に応じて負担する小平・村山・大和衛生組合分担金などに充てている。なお、ごみの戸別収集に伴い回収拠点が増えたので回収業者への委託料も増えている。

- ごみの分別やリサイクルで得られる市の収入があることを知れば 市民の意識向上にもつながると思う。
- 紙や布、ビン、缶は回収日が限定され、ごみの量や保管場所の確保など家庭によっては苦慮することもある。回収頻度が少ないことや、紙や布類は雨天では出せないため、店頭回収するペットボトルのように、拠点回収場所を設けて小まめにごみが捨てられるようになると助かる。
- 民間でも拡大生産者責任として衣料品生産者などでリサイクルを 推進し、市内の大型商業施設の店舗でも服を引き取ってリサイクル している。市民にとってごみを出しやすい環境づくりも、ごみの減 量の取組に必要だと思うので意見を参考にしていきたい。
- ごみの資源化や有料化に係る取組や、市の収入・歳出について、 市民に周知されているのか。
- ごみ情報誌「Let's Recycle!むさしむらやま」を発行して周知 している。また、資源物分別の徹底についても市報や市ホームペー

ジ、ごみ情報誌、ごみカレンダーで周知している。

○ ごみの資源化は重要な政策あり、資源化の推進に向けて取組を効率的に行い、ごみの排出量の削減も家庭ごみの有料化の導入により成功に向かっている。

一方、収集された可燃ごみや不燃ごみに一定の資源物が含まれる ため、他市の取組を参考にして、その割合を下げるよう注力するこ とが望ましい。

また、市民にとってごみの出しやすい環境づくりにも気を配り工 夫改善することを求めたい。市ホームページやごみ情報誌によって 取組を周知しているが、工夫改善の余地があると思うので鋭意努力 してほしい。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、家庭等から収集した廃棄物の資源化を推進し、ごみの減量や発生抑制、再利用の推進を図ることを目的としており、その意義が認められる。また、資源化率の推進にも一定の効果が認められることから、今後も継続することが適当である。

他方、家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみに一定の資源物が含まれていることから、周知方法等の工夫改善を図り、分別に対する意識付けを行うなど、ごみの減量・資源化に関する行動や意識等を向上させる方策について検討することが肝要である。

また、今後は、更なるごみの資源化及び減量化につなげるため、 市内公共施設や商業施設での資源物の拠点回収等により市民の排出 機会を増やすなど、より効果的な事業へと発展させることを期待し たい。

No.8 生ごみ処理機器購入補助金

生ごみ処理機器購入補助金の概要及び内部評価について、評価調書 に基づき所管課から説明した。

【質疑・意見等】

- 本制度は、開始当初、補助額3,000円から始まり、補助率を 2分の1、その上限を1万円から2万円に変更する見直しを経て、 現行の上限4万円としている。補助額が上がるごとに交付台数も増 えたのか。
- 交付台数は、平成30年度22台、令和元年度11台、令和2年度30台、令和3年度31台、令和4年度84台、令和5年度53台である。
- 家庭ごみ組成分析調査結果によると、令和3年度と令和5年度の可燃ごみに占める生ごみ(厨芥類)の割合は、44.5%から39.6%に減少しているが、本事業と因果関係があるのか疑問である。インターネット調査によると、生ごみ処理機器の普及率は全国で3%から5%と低く、本市の普及率もそれほど高いと思えないため、割合が急激に下がった理由が当該機器にあると言うには無理があるように思う。話を聞いた印象として、生ごみ処理機器の普及率を考えると、環境意識の啓発には効果があると思われるが、当該機

器のモニター事業や本補助金によって生ごみが削減した効果はほとんどないように見受けられるため、効果が得られているかは疑問が残る。

- 具体的な数値として、令和3年度の収集可燃ごみの量は1万1,70 tで、可燃ごみに占める生ごみの割合44.5%を掛けると5,238 tとなる。一方、令和5年度の収集可燃ごみの量は1万19 tで、同じく可燃ごみに占める生ごみの割合36.9%を掛けると3,697 tとなり、差し引くと1,541 t減少している。御指摘のとおり、一番の理由として生ごみ処理機器でなく家庭ごみの有料化が挙がるが、有料化の導入前に本事業の関連としてプランターを用いたコンポスト型の生ごみ処理容器「ミニ・キエーロ」モニター事業を行っており、多少効果があったと考えている。
- ミニ・キエーロは、どの程度の生ごみを処理できるのか。
- 1日約300gを処理できる。生ごみの減量に向けた普及啓発として、令和元年度から3年間実施し、年間200台、合計600台を活用して市民に生ごみ処理の作業を実体験してもらい、意識啓発を行った。
- 生ごみ処理機器が普及して利用されれば効果はあるだろうが、どの程度普及するかは疑問である。電気乾燥型の場合、1か月当たりの電気代と、生ごみを減量してごみ処理費用が相殺されるかというと、むしろ電気代が高くなるという話もある。
- 購入しようと考えたが、電気代がかかると思い購入を控えたこと がある。
- 購入する動機としては、環境意識が高い人や生ごみの臭いが気になる人が買い求めるように思われる。更に普及するならターゲット層を定めて、どのような働きかけが効果的かを考えていく必要がある。また、生ごみ処理機器を購入した市民が実際どの程度継続して使用しているかを確認する必要もあるだろう。
- 平成28年度の生ごみ処理機器利用者へのアンケート調査で、当該機器を利用して良かった点は「台所が衛生的になった」、「生ごみを処理しなくてもよい」との回答が39%、「ごみ出しが楽になった」、「堆肥が作れる」との回答が34%であった。一方、当該機器を利用して困った点は「特になし」との回答が29%、「臭いが気になる」との回答が21%であった。また、現在利用している人のうち「今後も利用したい」との回答は79%で、残りの21%は当該機器が壊れた場合は利用しない可能性がある。
- 市の補助制度としては一般家庭用に上限 4 万円の補助額は高い方だと思う。
- 一度購入したら何年利用できるのか。
- 電気製品のため耐用年数はおおむね6年から10年程度だと思われる。
- 購入費用の半額を補助しているが、家庭用の生ごみ処理機器の費用は8万円程度が一般的なのか。
- 高いものでは8万円を超える生ごみ処理機器もある。申請者の多くは8万円以下のものを購入している。令和5年度実績で8万円を

超えたものは2件のみである。

- 平成10年に補助上限額を4万円とし、それ以降見直しがされていない。取り巻く環境も変化し、家庭ごみの有料化の方がより効果を得ている状況から、本制度を見直して補助額を引き下げてもよいと思われる。
- 議員から家庭ごみの有料化の導入後も本事業をそのまま継続して ほしいと意見が寄せられた。所管課としても、令和5年度の可燃ご みに含まれる生ごみの量が3,697tあり、ごみの総排出量を減 らすため本制度を啓発し、市民に広めていきたい。
- 評価自体が難しい。ごみの排出量は人口数や世帯数によって変化 し、それらが減少すれば排出量も減っていく。一方、補助額を引き 下げて想定した数値に至らない場合は、現行のままが良いというこ ともあるだろう。
- 生ごみを減量していくための政策として本事業を継続したいと考えている。補助額は現行のまま継続し、周知方法の工夫を図ることで利用者を増やしていきたい。
- 事業用は補助上限額30万円と高い設定だが、申請はあるのか。
- 事業用の申請はない。実態は把握していないが、事業者が既に生 ごみ処理機器を所有している可能性もあると考えている。
- 集合住宅やマンションなどで生ごみを一括処理することを想定 し、事業用の補助を設けているのか。
- それ以外に食材、食品を扱う事業者が利用することを想定している。事業者にとってごみ処理費用がかさむので、コスト削減のため 導入している可能性がある。市内の公共施設では市民総合支援センターや給食センターで導入している。
- 集合住宅などは考えにくいが、食品を大量に取り扱う事業者は導 入するだろう。
- ほかにグループホームなどの施設も食事を提供するため大型の生ごみ処理機器を導入している。
- 事業者は導入に当たり本補助金を利用したのか、それとも自費な のか。
- 詳細は把握していない。
- どうやって普及するかを考えると、どのターゲット層に向けて働きかけをするかが重要で、生ごみ処理機器を導入しておらず、導入による効果が大きく、かつインセンティブもあり、本制度を知らない層が望ましい。それを特定できればその層に働きかけ、逆にインセンティブのある事業者等は働きかけなくても当該機器を既に導入しているのであれば手詰まりであると思われる。
- 御指摘のとおり、生ごみ処理機器を必要とする、あるいは環境意識の高い人が既に導入しているなら、環境意識の低い人に当該機器の良さをいかに広報していくかが課題となる。長野県のような生ごみを出させない政策は効果が高いと思うが、現状は関心のない家庭でも使用してもらえるよう対応を検討していきたい。
- インターネット調査によると、生ごみ処理機器の普及率は3%であるが、使用していない層の3割が当該機器に関心があると回答し

ているため、その層に対してアプローチし、実際に利用させることができれば生ごみの削減にかなり効果が期待できる。また、事業者に対しても本制度を知らず、普及する余地があるならPRし、働きかけを行い実際の利用につなげるよう努力してほしい。

- 本事業に対して議会から肯定的な発言があったとのことだが、具体的な内容を知りたい。
- 令和5年3月の予算特別委員会では「生ごみ処理機器の補助はより推進していいと思う」という意見であり、本事業を推進することでごみの排出量を削減してほしいという内容であった。
- ごみの問題として、生ごみ処理機器で生ごみの容量を減らしたからといって、各家庭が捨てる生ごみが減ったとは言えない。
- 御指摘のとおり、フードロスの問題がある。食材は必要な量だけ 購入する、レストラン等でも必要な量だけ注文するなど、フードロ スを減らす広報も推進していきたいと考えている。今後、一般廃棄 物処理基本計画の改定に当たり、フードロスについても盛り込むこ とを検討している。
- 市民は本制度を知っているのか。
- 市ホームページ及び市報で周知している。
- 生ごみ処理機器を試すことを考えているが、補助があっても一定 の自己負担が発生することや、電気代、指定ごみ袋の単価との兼ね 合いから迷っている。また、家庭の生ごみの排出量を考えると、電 気代をかけて生ごみを処理したいと思うほどではない。
- モニター事業では電力を利用するのか。
- 電力は使用しない。モニター事業では、家庭で手軽に始められるよう、キットを市で用意して配布している。モニター事業以外では、毎年、ミニ・キエーロ工作教室を開催しており、参加者には家庭で体験してもらうため同様にキットを無料で配布している。
- 市民の環境意識向上ならモニター事業でも十分効果があると思われる。
- 低コストで始められるモニター事業を通して生ごみ処理機器の良さを知ってもらい、市民の環境意識を高めるとともに、より高性能な生ごみ処理機器の利用につなげていきたい。
- 前回審議した消費生活展実行委員会交付金交付事業は、消費者意識の向上のため年1回くらしフェスタを開催する。そのようなイベントでごみ問題を取り上げる、あるいは学校教育の場でミニ・キエーロを制作するなど、本制度をPRする機会を設けてはどうか。消費者運動の中に位置付けて取り組まないと普及していかないように思われる。
- デエダラまつりの開催に合わせて同会場内で環境フェスタを開催し、ミニ・キエーロ工作教室を行っている。また、夏休みにも工作教室を開催し、子どもを対象に、その保護者にも周知して参加者を募っている。更に普及するため取組を考えていきたい。
- 本事業自体が、生ごみの排出量を減らす効果があるとは思えないが、市の環境意識啓発の姿勢を示す意味合いから、本事業を継続する意義はあるように思料する。

継続する以上、効果的に普及する必要があり、利用実態を把握 し、生ごみ処理機器に関心があると思われる層や、当該機器を導入 していない事業者に対してどのように働きかけ行うかを考えていく 必要がある。

市民に対する環境意識の啓発には実施効果が高いものの、実質的な生ごみの削減効果があったかというと疑問が残る。高額な補助金を交付し、一定の申請実績に結び付いているため効果はあるようだが、補助内容や補助額については見直しの余地があると思われる。

○ これまでの話をまとめると、本事業は、生ごみ処理機器の購入に要する経費の一部を補助することにより、生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量を図ることを目的として実施しており、環境保護の観点からも意義が認められることから、今後も継続することが適当である。

また、当該機器の普及率が低く、本事業による環境意識の啓発には効果が期待できると思料する。しかし、有効性の観点から、実質的に生ごみの削減にどの程度寄与しているかは疑問である。また、電気代等の自己負担が生じることなど、当該機器の利用自体が避けられる要因が見受けられる。

よって、本事業の利用促進を図るため、市民や事業者などから当該機器の利用実態を調査し、潜在的なニーズを掘り起こして働きかけるなど、積極的な周知に努めることを求めたい。また、必要に応じて助成内容を見直すなど、より効果的な事業へと発展させていくことを併せて求めたい。

議題2 行政評価委員会としての意見整理

第1回会議で審議した事務事業3件について、外部評価(案)を提示した。

No.3 公金スマートフォンアプリ決済収納代行業務委託事業

- 第一段落の「公金スマートフォンアプリや地方税お支払いサイトなどを活用したキャッシュレス決済による市税等の納付件数が増えている」の記載について、公金スマートフォンアプリの利用も増えているように誤解を与える。地方税お支払いサイトが活用されるようになり、公金スマートフォンアプリ決済の利用が減ったという問題提起があったと思う。よって、地方税お支払いサイトによる納付が利用可能となり、公金スマートフォンアプリ決済の利用は減少したが、納付方法の多様化の観点からは、サービスを継続する意義がある旨の表現に修正していただきたい。
- いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No.5 消費者生活展実行委員会交付金交付事業

○ 第三段落の「異業種の他団体と連携するなど、消費者団体の育成を支援し、」の記載について、異業種の他団体と連携すると消費者団体の育成を支援することにつながるとは言えず、消費者団体その

ものを育成するのは大変であると思料する。また、消費者団体の育成を支援するというより、消費者意識の向上のため、必ずしも消費者団体ではなくて、子育て団体などの団体が行う活動を支援するというという議論だった。

よって、消費者意識の向上や、最近は倫理的消費という言葉があるが、この表現を追加し、消費者意識の向上や倫理的消費の普及啓発を担う団体の育成支援という表現に修正していただきたい。また、一文も長いため区切った方がよい。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

No.17 修学旅行·移動教室保護者負担軽減事業

○ 第二段落の「保護者の負担軽減を図る観点から経済状況等を考慮した上で」の記載について、保護者の経済状況という意味合いに読めてしまうが、物価が高騰していることを考慮してという議論だった。また、児童生徒数そのものが減少しているとの意見もあったため、「保護者の負担軽減を図る観点から物価変動や児童生徒数の減少等を考慮し」旨に修正していただきたい。

第三段落の「制度を保護者により分かりやすく周知することが望ましい」の記載について、分かりやすく周知するというより市が税金を投じている事業ということを保護者に知ってほしいという議論だった。よって、「保護者に対して市の助成事業であることを周知することが望ましい」旨に修正していただきたい。

■ いただいた意見を踏まえて修正案を作成し、次回の会議で提示する。

議題3 その他

次回以降の会議のスケジュールについて、事務局から報告した。

【質疑・意見等】

○ 特になし。

会 議 の 公 開 ・ 非公開の別	☑公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者: 0	人
会議録の開示・非開示の別	一部開示 (根拠法分等 :)
庶務担当課	企画財政部 企画政策課(内線:374)		

(日本産業規格A列4番)